

事業運営規程

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム 「あんだんて」

グループホーム あんだんて 指定認知症対応型共同生活介護

事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社キタモリが設置するグループホーム あんだんて（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な施設の運営とサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者の個々に見合った処遇計画に基づき、社会生活上の便宜の供与、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び、療養上のお世話等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営み、かつ人権の尊重、プライバシーの保全、家族との団らんを図り、地域との共生に根ざした家族的な施設の運営に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名所及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 グループホーム 「あんだんて」
- （2） 所在地 三重県伊賀市安場1617-7

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する員数及び職務内容は、次のとおりとする。

	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1人		業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	1人		適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、病院等と連絡・調整を行う。
看護師	1人		利用者の健康管理、医療に関する業務や病院等との調整を行う。
介護職員	1人以上	7人以上	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
調理員		2人	食事、おやつの調理、介護補助等の業務を行う。

（入居定員及び居室数）

第5条 事業所の入居定員は、9人とし、居室数は、9室（個室）とする。

（事業の内容）

第6条 認知症対応型共同生活介護の事業内容は、次のとおりとする。

- （1） 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- （2） 日常生活上の世話
- （3） 日常生活の中での機能訓練、健康管理
- （4） 余暇（レクリエーション、創作活動等）
- （5） 相談・援助

(入居者から受領する費用)

第7条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし負担割合に応じた、法定代理受領分とする。

2 その他の費用

- (1) 家賃
- (2) 食材費
- (3) 共益費 (ガス、水道、電気代、施設維持費を含む)
- (4) オムツ代
- (5) 理美容代
- (6) 前項に掲げるものの他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものは、別途徴収するものとする。なお、その費用に係るサービスの提供にあたって予め利用者または、その家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(入居に際しての留意事項)

第8条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるなどの権利や機会などを侵害してはならない。

- 2 入居に際しては、主治医の診断書が必要であり、入居契約の際に利用者が認知症であることを確認する。
- 3 入居に際しては、利用者の生活歴、病歴等を把握する。
- 4 利用者が入院治療を要するなど、この事業所において共同生活が出来なくなったため、事業所を退出する際には利用者およびその家族の希望を踏まえた上で、退出後の生活環境、介護の継続性に配慮し、必要な援助を行う。
- 5 入居年月日、退出年月日は利用者の介護保険被保険者証に記載する。
- 6 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型生活介護の提供に関する記録等の諸記録を整備し、保存するものとする。
- 7 利用者は、事業所の設備・備品などの使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとして、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- 8 事業所は、利用者の最大な過失により、利用者の身体等に負った損害に対しては、損害を減ずることが出来る。
- 9 その他、この規程に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者およびその家族に説明するものとする。

(協力医療機関)

第9条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、予め、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

協力医療機関は、以下のとおりとする。

医療機関名称	所在地	主な診療科目
矢倉医院	名張市新田 2202-2	内科・整形外科・放射線科 リハビリテーション科
峰歯科・矯正歯科クリニック	伊賀市上野西大手町 3598	歯科

（緊急時における対応方法）

第 10 条 入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに予め事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を年 2 回行うものとする。

（苦情解決）

第 12 条 事業所は、利用者及び家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、予め書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、介護従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また実施のための業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後4週間
- (2) 定期研修 年間2回以上
- (3) その他の研修 臨時研修の開催及び外部研修への参加

- 2 事業所は、利用者に対し適切な入居を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 前項は、退職した後も継続するものとする。
- 5 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 6 事業所は、利用者に対する入居の提供に関する諸記録を整備し、当該入居を提供した日より5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項で疑義が生じた場合は、キタモリグループホームと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から、施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から、一部改定施行する。

この規程は、令和 6年11月 1日から、一部改定施行する。